

船舶事故等調査報告書

平成27年10月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015神第30号
事故等種類	乗揚（のり養殖施設）
発生日時	平成26年12月20日 16時55分ごろ
発生場所	兵庫県たつの市沖ノ唐荷島東方沖 蔓島灯台から真方位104°4,600m付近 （概位 北緯34°44.25′ 東経134°30.77′）
事故等調査の経過	平成27年3月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ブリゾ ヤナチャン、14トン
船舶番号、船舶所有者等	250-29175兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	本船 プロペラ軸及びプロペラに曲損等 のり養殖施設 枠ロープの切断、のり網に破損
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人（以下「同乗者」という。）7人を乗せ、船長がフライングブリッジの操縦席に腰を掛け、GPSプロッターを作動させ、約20ノットの対地速力で沖ノ唐荷島東方沖を北西進した。</p> <p>船長は、操縦席の右隣及び後方の椅子に腰を掛けていた同乗者との会話に夢中になり、時折横方向や後方を向いて操船していたところ、平成26年12月20日16時55分ごろ突然衝撃を受け、機関を中立とした。</p> <p>本船は、のり養殖施設に進入して乗り揚げ、のり網をプロペラに巻き込んだ。</p> <p>本船は、航行不能となり、船長がマリーナの職員に救助を求め、同職員が海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、手配された船にえい航されて、マリーナに帰った。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1m、潮汐 上げ潮の初期</p> <p>日没時刻：16時53分</p>
その他の事項	<p>沖ノ唐荷島東方沖には、毎年9月から翌年5月までの間、のり養殖施設が設置され、施設の周囲に約300m間隔で、簡易標識灯が設置されていた。</p> <p>船長は、薄明時で白波が立っており、のり養殖施設及び簡易標識灯の灯光に気付かなかった。</p>

	<p>船長は、年に数度、仕事の合間に播磨灘等で遊走を行っており、沖ノ唐荷島付近を航行した際に、のり養殖施設及び簡易標識灯を視認し、その存在を知っていたが、正確な設置箇所を承知していなかった。</p> <p>マリーナには、のり養殖施設及び簡易標識灯の設置状況についての資料が関係機関から送付されていた。</p> <p>ヨット・モータボート用参考図H-139（一般財団法人日本水路協会発行）には、沖ノ唐荷島東方沖ののり養殖施設の設置箇所が図示されていた。</p> <p>本船のGPSプロッターには、のり養殖施設の位置が入力されていなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、沖ノ唐荷島東方沖を北西進中、船長が、同乗者と会話をしていて見張りを適切に行っていなかったことから、のり養殖施設に気付かずに航行し、同施設に進入して乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、沖ノ唐荷島東方沖を北西進中、船長が、同乗者と会話をしていて見張りを適切に行っていなかったため、のり養殖施設に気付かずに航行し、同施設に進入して乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は常時適切な見張りを行うこと。</li> <li>・のり養殖施設の設置状況について、マリーナで情報収集するか、ヨット・モータボート用参考図で確認しておくこと。</li> </ul>